

平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)

平成28年(ワ)第696号放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)

平成29年(ワ)第137号放送法順守義務確認等請求事件(第3事件)

平成29年(ワ)第466号放送法順守義務確認等請求事件(第4事件)

第1事件原告 宮内正厳

第2事件原告 溝川悠介 外44名

第3事件原告 北野重一 外57名

第4事件原告 高桑次郎 外21名

被 告 日本放送協会

## 意見陳述書

2019年11月7日

奈良地方裁判所 民事部 1B 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 松本 恒平

### 第1 意見陳述の概要

準備書面(23)は、本裁判での、原告と被告の主張を整理して、被告の認否が不明である点について明らかにし、被告NHKの対応を求めるものである。重要な争点について、意見を述べる。

### 第2 原告らの請求の概要

原告らは、被告NHKに対して、大きく2つの訴訟を起こしている。

一つは、民事訴訟であり、被告 NHK が、放送受信契約に基づいて、ニュース報道番組において放送法 4 条 1 項各号及び国内番組基準を遵守して放送する義務があることの確認と、この義務を怠ったことに対する損害賠償請求である。

もう一つは、行政事件訴訟法第 4 条の実質的当事者訴訟であり、被告 NHK が、ニュース報道番組において放送法 4 条 1 項各号を遵守して放送する公法上の義務があることの確認である。

本意見陳述では、主に、民事訴訟の争点について意見を述べる。

### 第 3 民事訴訟

争点は、次のとおりである。

#### 1 争点 放送受信契約は継続的な有償双務契約か

##### (1) 被告の主張

被告 NHK は、NHK は公共放送を担う特殊法人であり、独立した自主財源を確保する必要があるから、放送受信料の性質は「特殊な負担金」であり、放送に対する対価ではないと主張している。

##### (2) 原告らの主張（第 1 事件の訴状等）

これに対して、原告らは、放送受信契約の法的性質は、継続的な有償双務契約である、つまり、受信料は、放送受信の対価であると主張している。その根拠は、次のとおりである。

ア 放送受信料は、私人間の契約に基づく債権であり、民事訴訟手続で取り立てられるものである。実際、被告 NHK が、受信料の支払いを求める民事訴訟をいくつも提起していることは、誰もが知る事実である。

もちろん、税金の支払いにおける滞納処分のような特別の制度は設けられていない。

イ 放送法 6 4 条は、受信契約のことを「その放送の受信についての契約」と表

現しており、受信と受信料に対価性があることを示している。

ウ 日本放送協会放送受信規約（以下「NHK 規約」という。）の13条2項は、「地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない」と定めており（甲4）、NHK自身が、受信料が対価であることを認めている。

エ 消費税法上も対価であることは明らかである。

NHK 規約の第5条において、「放送受信契約者は、・・・放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。」と定めている。つまり、NHK自ら、放送受信料が消費税課税対象であることを認めている。

そして、消費税法第2条1項8号をみると、消費税課税の対象である「資産の譲渡等」の定義として「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」と定め、対価という文言を用いている。つまり、消費税法によれば、対価に対して、消費税は課税されるのである。

さらに、消費税法施行令第2条1項では、「対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるもの」として（下線は引用者による。）、「不特定かつ多数の者によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信で、法律により受信者がその締結を行わなければならないこととされている契約に基づき受信料を徴収して行われるもの」をあげている。つまり、放送受信料をあげている。

これらを要するに、NHK の放送受信料は、消費税の課税対象であり、消費税の課税対象であるということは、放送受信の対価であることを意味する。

したがって、放送受信料は、放送に対する対価であることは明らかであり、被告が主張するような、「特殊な負担金」などではありえない。

### (3) 被告への求釈明

法令上も、受信料が対価であることは、明らかに認められると思われるが、被告 NHK は、特殊な負担金であるなどとして、なおも対価であることを否定する主張を維持されるのか。

その場合、被告においては、受信料契約は、受信者だけが受信料を支払う義務を負い、NHK は受信者に対してなんの義務も負わない、有償片務契約であると認識していると理解してよいか。

2 争点 被告 NHK は放送受信者に対し、放送法 4 条 1 項各号を遵守した放送をする受信契約上の義務があるか

(1) 被告の主張

被告 NHK は、放送法 4 条は倫理的義務にすぎず、また、受信契約者は多数であることから、個別の受信契約者に対し、放送法 4 条を遵守した放送をする債務を負わない。

(2) 原告の主張

これに対し、原告は、被告 NHK は、放送受信者に対し、放送法 4 条 1 項各号を遵守した放送をする受信契約上の義務があると主張する。その理由は、次のとおりである。

ア 放送法 4 条 1 項各号の義務は、国との関係では被告の主張するとおり倫理的義務と解すべきである。しかし、被告 NHK と受信契約者との関係では、法的義務と解すべきである。被告 NHK は両者を混同している。

イ 2017 年 12 月 6 日最高裁大法廷判決は、「放送は、憲法 21 条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである」としている。

放送法 4 条は、国民の知る権利を充足し、健全な民主主義の発達に寄与する

ための規定であるから、放送法4条の各義務は、受信契約者に対する法的義務である。

ウ この法的義務は、受信契約によって、視聴者は受信料支払義務を負い、NHKは、放送法4条1項各号を遵守する義務を負うかたちで具体化されている。

NHKが作成している契約書には、「放送法、放送受信規約により放送受信契約を締結します。」の項目が印字されており、新規の受信契約者は本件項目に○印をつけてNHKに提出している。

エ これらの理由から、放送法4条1項各号の義務は、受信契約者との関係では、法的義務であることは明らかである。

3 争点 被告NHKは、受信者に対し、放送法5条に基づく国内番組基準を遵守した放送をする義務があるか

(1) 被告の主張

放送法4条は、一般的抽象的義務を定めたものであり、同法5条は、番組編集の自律性について定めたものであるから、被告NHKが定めた国内番組基準が、個々の契約者に対して、具体的な権利義務を生じさせることはあり得ない。

(2) 原告の主張

被告は、受信者に対し、国内番組基準を遵守する受信契約上の法的義務がある。その理由は次のとおりである。

ア 放送法5条（番組基準）について

放送法第5条は、「放送事業者は、放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない」と定めている。

この規定を受けて、被告NHKは、「国内番組基準」を作成している。規定の内容は「意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの角度か

ら論点を明らかにし、公平に取り扱う」等、放送法4条1項2号、4号とほぼ同じ内容を、NHK自ら定めている。

イ さらに、NHKは受信契約において、受信契約者に対し、放送法及び同法に基づいて自ら定めた「国内番組基準」を遵守することを約束している。

ウ 以上のとおりであるから、受信契約者は、公表された国内番組基準に従って編集された番組が放送されることを当然に期待しており、法は、実際に放送された番組について、受信者側によるチェックを予定しているといえる。

したがって、NHKが受信契約者に対して、国内番組基準にしたがった放送をする契約上の義務があることは明らかである。

### (3) 被告への求釈明

被告NHKは、被告準備書面において、放送法4条の法的性質につき、「倫理的義務」と記載したり、「抽象的義務」と記載したりしているが、両者の意味は異なる。結局のところ、いずれの立場なのか明らかにされたい。

## 4 争点 被告による放送法違反（債務不履行）について

### (1) 原告らの主張

原告らは、NHKは、放送法4条1項が定めている政治的公平、事実をまげない報道、多角的論点明示などの義務を遵守せず、国民の知る権利ないし投票の自由を侵害するおそれのあるニュース報道番組を継続して放送しており、本件訴訟の係属中においても、改善に向かうどころか、より悪化していると主張している。

これら放送法違反の具体的内容について、原告は、準備書面（第1事件の訴状第5、第1事件の原告準備書面（一）第3、第1事件の原告準備書面（三）、第1事件・第3事件の原告準備書面（五）、同事件の原告準備書面（七）、同事件の原告準備書面（九）、同事件の原告準備書面（十二）、原告準備書面（18）、

原告準備書面（１９）の第２、原告準備書面（２１）、原告準備書面（２２）等において、合計１３０頁以上にわたり詳細に主張している。

(2) 被告の主張

被告は、知らないし否認する、主張は争うとするのみで、反論はしていない。

(3) 被告への求釈明

原告らは、準備書面において、先に述べたとおり、合計１３０頁にわたり、放送法４条１項各号及び国内番組基準に違反する被告 NHK の具体的放送内容につき、詳細に主張してきた。この点について、被告 NHK は１文字の反論もしていないが、反論する意思はないものと理解してよいか。

以上